

大東市景観計画 届出のてびき (第7版)

令和6年2月
大東市

<目 次>

■景観計画区域.....	1
■適用除外.....	1
■届出対象となる行為等.....	2
■景観アドバイザー会議.....	2
■手続きの流れ.....	3
■書類の提出部数.....	3
■罰則.....	3
■届出の窓口.....	3
■届出書類.....	4
■景観計画区域行為届出書記入要綱.....	6

巻末資料

- 様式第2号 事前協議書
- 様式第3号 景観計画区域行為届出書
- 様式第4号 景観計画区域行為変更届出書
- 様式第5号 氏名等変更届出書
- 様式第6号 景観計画区域行為中止・完了届出書
- 様式1号 大東市景観アドバイザー会議開催申込書
- 景観配慮チェックリスト

■景観計画区域

○大東市全域

■適用除外

景観計画区域内で行う届出対象となる行為であっても、次の行為等については、届出をする必要はありません。詳しくは、景観法、大東市景観条例及び大東市景観規則をご確認ください。届出が必要か判断のつかない場合はご相談ください。

◆災害のために必要な応急措置として行う行為

- ・建築基準法第85条第2項の災害があった場合の応急仮設建築物が該当します。

◆他の法律・条例に基づく制度により目的が達せられると認められる行為

- ・建築基準法第85条第5項の規定による仮設建築物の許可を受けて行う行為（仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗等）
- ・文化財保護法に基づく重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物について行う行為
- ・大阪府文化財保護条例に基づく府指定有形文化財、府指定有形民俗文化財、府指定史跡名勝天然記念物について行う行為
- ・大東市文化財保護条例に基づく指定有形文化財について行う行為
- ・重要文化財の管理又は修理につき文化財保護法による補助金の交付を受けて行う行為
- ・都市公園法に基づく都市公園の区域内で行う行為
- ・自然公園法に基づく国定公園の区域内で行う行為
- ・風致地区の区域内において行う行為
- ・都市緑地法に基づく緑地保全地区の区域内で行う行為

◆建築基準法第85条第2項の仮設建築物に係る行為

- ・工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場など

◆水面下で行う行為

- ・一つの行為が水面の上下にわたる場合は対象となります。

◆敷地の外から見ることができない行為

- ・中庭部分の壁面の色彩の変更や広大な敷地内の建築などで、敷地の外から見ることができない場合などが該当します。

◆電波法に基づく特定基地局に係る無線設備に係る行為であって、建築確認申請を要しないもの

◆新たに景観計画区域になった日から30日以内に着手する行為

◆法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

◆建築物・工作物の外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、当該外観の過半に満たない修繕若しくは模様替又は色彩の変更

◆建築物の増築、改築については、届出の対象となる規模を超えるものについては、増築又は改築する床面積の合計が、既存の建築物の建築面積の10分の1以下のもの

◆工作物の増築、改築については、届出の対象となる規模を超えるものについては、増築又は改築する築造面積の合計が、既存の工作物の築造面積の10分の1以下のもの

■届出の対象となる行為等

景観法第16条第1項により景観計画区域において行為の届出が必要となる建築物又は工作物、開発行為の規模は、次の表のとおりです。

届出の対象となる行為		届出の対象となる規模	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		建築面積	1,000㎡超
		高さ	15m超
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱木柱、装飾塔記念塔、高架槽サイロ、物見塔等	高さ	15m超
	擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物	建築面積	1,000㎡超
		高さ	15m超
開発行為※1		開発面積	1,500㎡超

※1 都市計画法第4条12項に規定する開発行為（「主として建築物の建築又は特定工作物の建設のように供する目的で行なう土地の区画形質の変更」）

■景観アドバイザー会議

より良い景観の形成を推進するため、大東市景観規則第25条に基づき「景観アドバイザー制度」を設けています。

アドバイザーは、市、市民、事業者等が行う良好な景観の形成に向けた取組みについて、専門的な助言を得るため、専門的知識及び経験を有する方を市長が委嘱しています。

◆会議の対象となる行為

景観法第16条第1項に規定する届出が必要なもののうち、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 多数の人が利用する、又は、公共性を有する（公共建築物を除く）ものうち市で指定するもの（学校、病院、宿泊施設）
- (2) 駅前、国道、大阪府が管理する主要地方道（幅員が16m以上のもの）沿い（国道170号、大阪生駒線、八尾枚方線）の人通りの多い場所に立地し、周囲の景観に与える影響が大きいと市で判断するもの。
- (3) 公共建築物のうち市で必要と判断するもの。

◆お申込みについて

大東市景観アドバイザー会議開催申込書（様式1号）により、会議の8日前までに事前協議書（様式第2号）に必要書類を添えてお申込みください。提出書類は8部ご用意ください。

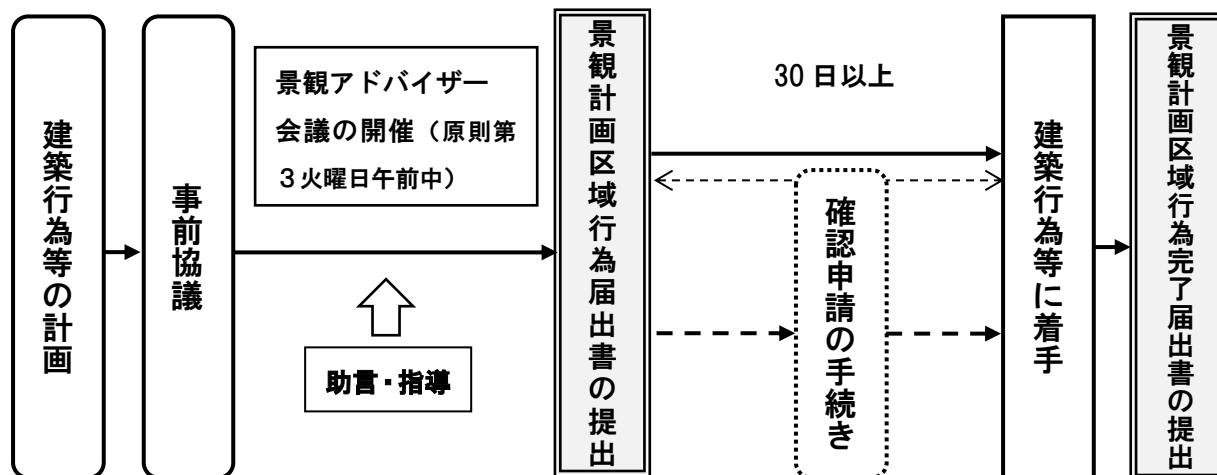
■手続きの流れ

景観法第18条の規定により、景観計画区域における上記行為については、届出後30日を経過しないとその行為に着手することができませんので、建築行為等に着手する30日前までに、景観計画区域行為届出書を提出して下さい。

なお、計画が進んだ段階からでは変更が難しくなりますので、着手の30日前に関わらず、建築確認申請前のできるだけ早い時期に届出をお願いします。

景観計画区域行為届出書の提出前に事前協議が必要です。建築物及び工作物について、事前協議時には必要に応じて、毎月第3火曜日の午前に景観アドバイザー会議を開催しています。

また正当な理由なく指導に従わない場合には、法又は条例に基づき勧告や命令を行うことがあります。



景観計画の中に定められている行為の制限の内容を理解し、良好な景観を形成する為には周辺へどのように配慮し計画すればよいかなどを、景観配慮チェックリスト（巻末資料参照）でチェックしながら設計を行ってください。

また、『大東市景観ガイドライン』で、景観的な視点から設計を行うための考え方や行為の制限の内容を解説しておりますので、ご活用ください。

『大東市景観ガイドライン』は大東市のホームページよりダウンロード可能です。

■書類の提出部数

事前協議書及びすべての届出書は、2部（正1部・副1部）提出してください。

提出いただいた書類は、後に副本1部を返却しますので、保管しておいてください。

■罰則

景観計画区域において建築行為等をしようとする場合の届出、行為の変更の届出及び行為の完了の届出をしない場合、または、虚偽の届出をした場合、変更命令に従わない場合には、景観法に基づき罰則が科せられることがあります。

■届出の窓口

上記の届出は大東市都市経営部都市政策課において受け付けます。

■届出書類

景観法第16条第1項の規定による景観計画区域における行為の届出及び事前協議に必要な書類は、次のとおりです。（事前協議時に提出済みの書類は、変更がなければ届出時には提出不要です。）

各種様式は大東市のホームページよりダウンロードできます。

以下のものに加えて、完成後のイメージパースがある場合は、参考として添付してください。

○事前協議…事前協議書（様式第2号）及び下記添付図書等

○行為の届出…景観計画区域行為届出書（様式第3号）及び下記添付図書等

【建築物・工作物】

添付図面等	明示すべき事項等	添付の要否	
		建築物	工作物
委任状	様式は任意	○	○
景観配慮 チェックリスト	・景観形成に関して工夫及び配慮を行った事項	○	○
付近見取図	・方位 ・道路 ・目標となる地物 ・特定行為の場所	○	○
配置図	・縮尺 ・方位 ・敷地の境界線 ・土地の高低 ・地内における建築物等の位置 ・届出に係る建築物等と他の建築物等との別 ・門や塀などの附属する施設 ・ごみ集積設備の位置 ・駐車場及び駐輪場の位置 ・敷地に接する道路の位置及び幅員	○	○
建築面積又は築造 面積の求積図		○	○
各階平面図	・縮尺 ・方位 ・主要部分の寸法 ・開口部の位置	○	
屋根伏図	・縮尺 ・方位 ・主要部分の寸法 ・開口部の位置 ・建築設備の位置 〈建築設備〉 ・電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙及び汚物 処理の設備、煙突、昇降機、避雷針	○	
四面以上の立面図 （着色が必要）	・縮尺 ・開口部及び建築設備等の位置及び形状 ・色彩（マンセル表色系に基づいてマンセル値も表示してください） ・基準を超えるサブカラー・アクセントカラーの使用面積・見付面積割合	○	○
主要断面図	・縮尺 ・屋根の形状・建築物の高さ ・主要部分の寸法	○	○
植栽配置図	・植栽する樹木の位置、種類、高・中・低木等の区別及び数量 ・植栽する芝生の位置（配置図に含んで可）	○	○
カラー写真	・特定行為に係る敷地及びその付近の建築物等の形態、色彩その 他の現況	○	○
写真撮影の位置図	・写真を撮影した位置及び方向（付近見取図または配置図に示し た場合は不要です）	○	○

注)

- ・各図面の縮尺は特に問いません。基本的には、建築確認申請に添付予定のもので構いません。
- ・敷地の外のどこからも見ることができない壁面がある場合は、その壁面の立面図を添付する必要はありません。
- ・壁面緑化や屋上緑化、或いは花壇設置等を行われる場合は、当該計画内容がわかる参考図面等を添付してください。
- ・高・中・低木等の区別については、高木(H=3.0m以上) 中木(H=1.5m以上) 低木(H=0.3m以上)を基準としてください。
- ・色彩の変更のみの場合は届出書類として上記のうち「景観配慮チェックリスト（色彩・意匠の項目について記入）
付近見取図、求積図、立面図、主要断面図（立面図で高さがわかれば不要）、カラー写真、写真撮影の位置図」を提出してください。

【開発行為】

添付図面等	明示すべき事項等
委任状	・ 委任事項
景観配慮 チェックリスト	・ 景観形成に関して工夫及び配慮を行った事項
付近見取図	・ 方位 ・ 道路 ・ 目標となる地物 ・ 特定行為の場所
土地利用計画図	・ 縮尺 ・ 方位 ・ 敷地境界線 ・ 敷地内における建築物、工作物、植栽、芝生、駐車場及び駐輪場、ごみ集積設備の位置 ・ 土地の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
造成計画断面図	・ 切土又は盛土する土地の部分、擁壁及び法面の位置並びに道路の位置及び幅員
敷地求積図	
現況カラー写真	・ 特定行為に係る敷地及びその周辺の状況
写真撮影の位置図	・ 写真を撮影した位置及び方向（付近見取図に含んで可）

【その他の届出等】

届出等が必要なとき	提出書類	必要図面等
景観法第 16 条第 1 項の規定による届出をした後に、設計又は施工方法を変更するとき※ ¹	事前協議書（様式第 2 号） 景観計画区域行為変更届出書（様式第 4 号）	・ 委任状 ・ P.4 の表のうち変更の内容に関する書類
景観法第 16 条第 1 項の規定による届出をした後に、届出者の氏名、住所、行為の着手予定日及び完了予定日に変更があったとき※ ²	氏名等変更届出書（様式第 5 号）	・ 委任状
景観法第 16 条第 1 項の規定による届出をした後に、届出対象行為を中止したとき又は工事を完了したとき	景観計画区域行為中止・完了届出書（様式第 6 号）	・ 委任状 ・ 外観及び敷地内の状況を示すカラー写真並びに当該写真の撮影の位置及び方向を示す図面（完了の届出のみ）

※¹ 景観法第 16 条第 1 項の規定による届出をした後に、設計又は施工方法を変更する場合は、再度事前協議を行い、事前協議終了後、変更した内容に着手する日の 30 日前までに、景観計画区域行為変更届出書を提出してください。また、行為の設計又は施工方法の内容の変更であっても、次のような変更については、行為変更届出書を提出する必要はありません。

◆軽微な変更

・ 景観計画で定める行為の制限事項に該当しないような変更

①建築物等の配置、規模及び形態、②建築物等の外観の色彩及び素材、③植栽する樹木の位置及び種類以外の変更をいいます。

・ 敷地の外から見るができない変更

外観に影響しない屋内の設計の変更や、屋外であっても中庭部分の色彩や樹木の変更などのように、敷地の外から見るができない変更をいいます。

◆指導、勧告や変更命令に基づく変更

行為の届出をした後に、景観法及び大東市景観条例に基づく指導、勧告や変更命令に従い、変更した場合。

※² 景観法第 16 条第 1 項の規定による届出をした後に、行為の着手予定日及び完了予定日を変更する場合、当該日を含む日から 1 年以内の変更に限り、氏名等変更届出書（様式第 5 号）の提出は不要です。

■景観計画区域行為届出書記入要領

様式第3号（第7条関係）

景観計画区域行為届出書

年 月 日

(宛先) 大東市長

届出者 住所

氏名 ①

（法人その他の団体にあつては、
その名称、代表者の氏名及び
主たる事務所の所在地）

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行為の場所		②				
行為の着手予定年月日		③ 年 月 日	行為の完了予定年月日		④ 年 月 日	
建築物又は工作物の用途又は種類		建築物（用途 ⑤）・工作物（種類 ⑤）				
行為の種類及び設計又は施行方法	□ 建築物	行為の種類	□新築 □増築 □改築 □移転 ⑥ □外観の変更（□修繕 □模様替 □色彩の変更）			
		敷地面積	⑦ m ²	構造・階数	⑧ 造 階	
			届出部分	既存部分	合計	
		建築面積	⑨ m ²	⑨ m ²	⑨ m ²	
		高さ	⑨ m	⑨ m	⑨ m	
		外観の変更面積	⑩ m ²	⑩ m ²	⑩ m ²	
		屋上に設置する建築設備	⑪			
	色彩	屋根	⑫			
		外壁	⑫			
	□ 工作物	行為の種類	□新設 □増築 □改築 □移転 ⑥ □外観の変更（□修繕 □模様替 □色彩の変更）			
		敷地面積	⑦ m ²	構造	⑧ 造	
			計画に係る部分	計画以外の部分	合計	
		築造面積	⑨ m ²	⑨ m ²	⑨ m ²	
		高さ	⑨ m	⑨ m	⑨ m	
外観の変更面積		⑩ m ²	⑩ m ²	⑩ m ²		
建築物に設置する場合の当該建築物の高さ		⑬ m				
□ 開発行為	開発面積	⑭ m ²				
	法面又は擁壁の高さ及び長さ	高さ ⑮ m	長さ ⑮ m			
設計者	住所	⑯				
	氏名	⑯				
	電話番号	⑯				

- 注1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 該当する□にレ印を記入してください。
 3 色彩は、マンセル値を記載してください。

R6.2 第7版

① 届出者

建築物の場合は建築主、工作物の場合は築造主、開発行為については開発行為申請者を記入してください

② 行為の場所

届出に係る建築物、工作物の建設等又は開発に係る所在地の住居表示又は地名地番を記入してください。

③ 行為の着手予定年月日

行為の着手予定年月日を記入してください。(景観法及び景観法施行令により、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事については行為着手制限の例外となります。)

④ 行為の完了予定年月日

行為の完了予定年月日を記入してください。

⑤ 用途・種類

建築物の場合は、住居、事務所、店舗、工場、倉庫等の用途の種類、工作物の場合は、煙突、装飾塔、高架水槽、擁壁など、大東市景観規則第3条各号で列举している種類を記入してください。

⑥ 行為の種類

該当する事項をチェックしてください。

⑦ 敷地面積

届出に係る建築物・工作物が存する敷地の面積を記入してください。

⑧ 構造・階数

構造については、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の別を記入し、階数は、届出に係る建築物が複数ある場合は、すべての建築物について記入してください。

⑨ 建築（築造）面積・高さ

届出に係る建築物（工作物）の建築（築造）面積及び高さを「届出部分」の欄に、届出以外の建築物（工作物）【例えば自転車置き場等】及び届出に係る建築物以外の既存の建築物がある場合は、その建築（築造）面積及び高さ（既存の建築物のみ）を「既存部分」の欄にそれぞれ記入してください。届出に係る建築物（工作物）及び既存の建築物がそれぞれ複数ある場合は全ての建築物（工作物）に対して記入してください。なお、それぞれの欄に記入できない場合は、別紙に記入し添付してください。

⑩ 外観の変更面積

色彩に係る外観の過半の変更の場合は、変更する部分の面積を「届出部分」の欄に、変更しない部分の面積を「既存部分」の欄にそれぞれ記入し、その合計の面積を記入してください。届出に係る建築物等が複数ある場合は、すべての建築物について記入してください。

⑪ 屋上に設置する建築設備

電気設備、冷暖房設備、煙突、避雷針など屋上に設置する建築設備がある場合は、すべて記入してください。

R6.2 第7版

⑫ 色彩

マンセル表色系による色相、明度、彩度を記入し、基調色のほかサブカラーとアクセントカラーを用いるときは、それぞれ記入してください。

【景観計画で定める建築物・工作物の色彩基準】

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

①R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度6以下

②Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下

③その他の色相の場合、彩度2以下

※JISのマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合

※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色である。

・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

⑬ 建築物に設置する場合の当該建築物の高さ

届出に係る工作物を建築物の屋上に設置する場合に、当該建築物の高さを記入してください。

⑭ 開発面積

届出に係る開発行為の開発面積を記入してください。

⑮ 法面又は擁壁の高さ及び長さ

届出に係る開発行為で法面又は擁壁が発生する場合に、法面又は擁壁の高さ及び長さを記入してください。

⑯ 設計者

設計者の住所、氏名、電話番号を記入してください。

卷末資料

事前協議書

年 月 日

(宛先) 大東市長

協議者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、
その名称、代表者の氏名及び
主たる事務所の所在地）

電話番号

大東市景観条例第13条の規定により、景観計画区域内における行為の内容について、次のとおり協議します。

行為の場所		大東市			
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日
建築物又は工作物の用途又は種類		建築物（用途 ）・工作物（種類 ）			
行為の種類及び設計又は施行方法	□ 建築物	行為の種類	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観の変更（□修繕 □模様替） □色彩の変更		
		敷地面積	m ²	構造・階数	造 階
			届出部分	既存部分	合 計
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	m	m	m
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
		屋上に設置する建築設備			
	色彩	屋根			
		外壁			
	□ 工作物	行為の種類	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観の変更（□修繕 □模様替） □色彩の変更		
		敷地面積	m ²	構造	造 階
			計画に係る部分	計画以外の部分	合 計
		築造面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	m	m	m
外観の変更面積		m ²	m ²	m ²	
建築物に設置する場合の当該建築物の高さ		m			
□ 開発行為	開発面積	m ²			
	法面又は擁壁の高さ及び長さ	高さ	m	長さ m	
設計者	住所				
	氏名				
	電話番号				
				※受付欄	

- 注1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 該当する□にレ印を記入してください。
3 色彩は、マンセル値を記載してください。

景観計画区域行為届出書

年 月 日

(宛先) 大東市長

届出者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、
その名称、代表者の氏名及び
主たる事務所の所在地）

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行為の場所		大東市			
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日
建築物又は工作物の用途又は種類		建築物（用途 ）・工作物（種類 ）			
行為の種類及び設計又は施行方法	□建築物	行為の種類	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観の変更（□修繕 □模様替） □色彩の変更		
		敷地面積	m ²	構造・階数	造 階
			届出部分	既存部分	合計
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	m	m	m
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
		屋上に設置する建築設備			
	色彩	屋根			
		外壁			
	□工作物	行為の種類	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観の変更（□修繕 □模様替） □色彩の変更		
		敷地面積	m ²	構造	造
			計画に係る部分	計画以外の部分	合計
		築造面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	m	m	
外観の変更面積		m ²	m ²	m ²	
建築物に設置する場合の当該建築物の高さ		m			
□開発行為	開発面積	m ²			
	法面又は擁壁の高さ及び長さ	高さ	m	長さ m	
設計者	住所				
	氏名				
	電話番号				
		※受付欄			

- 注1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 該当する□にレ印を記入してください。
3 色彩は、マンセル値を記載してください。

景観計画区域行為変更届出書

年 月 日

（宛先）大東市長

届出者 住所

氏名

（ 法人その他の団体にあつては、
その名称、代表者の氏名及び
主たる事務所の所在地 ）

電話番号

景観法第16条第2項の規定により、景観計画区域内における行為の変更について、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	大東市		
行為の届出年月日	年 月 日	届 出 番 号	第 号
建築物又は工作物の用途又は種類	<input type="checkbox"/> 建築物（用途） <input type="checkbox"/> 工作物（種類） <input type="checkbox"/> 開発行為		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替） <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
変更する設計又は施行方法	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由			
変 更 に 係 る 行 為 の 期 間	着手予定年月日	年 月 日	
	完了予定年月日	年 月 日	
設 計 者	住 所		※ 受 付 欄
	氏 名		
	電話番号		

- 注1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 該当する□にレ印を記入してください。
3 色彩は、マンセル値を記載してください。

氏名等変更届出書

年 月 日

（宛先）大東市長

届出者 住所

氏名

（ 法人その他の団体にあつて、
その名称、代表者の氏名及び
主たる事務所の所在地
電話番号

景観法第16条第1項の規定による届出に係る事項を変更したので、大東市景観条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所		大東市			
行為の届出年月日		年	月	日	届 出 番 号 第 号
変 更 年 月 日		年 月 日			
変 更 の 内 容	個 人	□氏名	変 更 前		
			変 更 後		
		□住所	変 更 前		
			変 更 後		
	法 人 等	□名称	変 更 前		
			変 更 後		
		□代表者の 氏名	変 更 前		
			変 更 後		
		□主たる事 務所の所 在地	変 更 前		
			変 更 後		
	□行為の着手 予定年月日	変 更 前	年	月	日
		変 更 後	年	月	日
	□行為の完了 予定年月日	変 更 前	年	月	日
		変 更 後	年	月	日
※受付欄					

注1 変更の内容の欄には、該当する項目について記入してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

景観計画区域行為中止・完了届出書

年 月 日

（宛先）大東市長

届出者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、
その名称、代表者の氏名及び
主たる事務所の所在地）

電話番号

景観法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為を（中止・完了）したので、大東市景観条例第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	大東市		
行為の届出年月日	年	月	日
届出番号	第	号	
建築物又は工作物の用途又は種類	<input type="checkbox"/> 建築物（用途） <input type="checkbox"/> 工作物（種類） <input type="checkbox"/> 開発行為		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替） <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
行為の（中止・完了）年月日	年	月	日
中止の理由			
設計者	住所		
	氏名		
	電話番号		
		※受付欄	

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 該当する□にレ印を記入してください。

大東市景観アドバイザー会議開催申込書

令和 年 月 日

都市政策課長 宛

申出者 住所

氏名

(代表者名)

下記の(建築物・工作物)について大東市景観アドバイザー会議の開催を申込みます。

記

場 所	大東市		
着手予定年月日		完了予定年月日	
用途・種類	建築物(用途:) 工作物(種類:)		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更(<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え) <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
建築面積	m ²	高 さ	m
色 彩			

大東市景観計画届出のてびき

令和 6 年 2 月編集

編集・発行 大東市 都市政策課

住所：〒574-8555 大阪府大東市谷川一丁目1番1号

TEL：072-872-2181（代表） FAX：072-871-7926 E-mail:juto@city.daito.lg.jp

大東市ホームページ：<http://www.city.daito.lg.jp/>